



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
817号 2020年8月4日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 Tel・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

苦境にあえぐ経営への支援 A

倒産・休廃業の脅威

6月定例会一般質問 ④-A

杉森議員は6月8日、牛久市議会6月定例会で、新型コロナウイルス感染症対策について質問。今号は、④苦境にあえぐ経営への支援のAを掲載します。

市内企業も大幅減収

【杉森議員の質問】報道では、コロナ禍に苦しむ中、負債1,000万円以上の今年の倒産は、4月までで2,849件に達し、年内には1万件を超える可能性があるといわれ、さらに、倒産件数に入らない休廃業は5万件以上とも予測されています。

牛久市の事業所数は約2,400、従業者数は約25,000人です。今回のコロナ禍で、市内の事業所がどれほど打撃を受けているのか、つかめる範囲で状況を説明願います。

【環境経済部長の答弁】市に認定申請があった4号、5号申請187件の内訳をみると、前年同月と比較した減収率が20%未満の事業者は16件、全体の8%。20%以上50%未満の減収率で108件、58%。50%以上減収した事業者は63件、34%となっており、多くの事業者が厳しい状況にあるものの、中小企業信用保険法第2条第5項に規定する融資制度を迅速に活用できたことで、現在のところは事業者を救えているという結果になっているものと考えます。

特に飲食・宿泊・旅客運送等

【杉森議員の質問】事業者の経営上の深刻な困難に対し、国の支援策は遅く、金額も足りません。そこで、土浦市では、土浦市持続化給付金支給事業として、売上げが減少している事業者に対して、最大20万円を支給します。

業種的には、特に飲食・宿泊・旅客運送等の

水道議会

入札落札率等を質問

茨城県南水道事業企業団議会の第2回定例会を7月17日に開催し、会計決算等に関する議案が提案、可決された。

杉森議員は、**入札契約**の落札率「平均で93.14%」に関して、ダンピング排除、公契約条例の必要性について質問。事務所長は、最低制限価格の設定による効果が、公契約条例とほぼ同じと考えており、平均落札率は95.0%を超えないように考えていると答弁した。

一般質問では、**浄水費**（県からの水購入費）の体系を、持続可能な開発の観点からも、水の利用効率の改善と水需要の縮小を考慮にいれ、料金体系も改善を考えるべきと質問に対し、効率的な事業運営を求めていくと答弁した。

また、**漏水率**が7.94%から8.32%へ、1年間で0.38ポイントも上昇し、国内平均の漏水率は7.2%と比較しても高い状況にあり、改善が必要と質問に対し、漏水の早期修繕、老朽管の更新を計画的に進め、有収率向上に努めたいと答弁した。

業種が壊滅的な打撃を受けているとのこと。牛久市も緊急対策として、市内中小・自営の飲食・宿泊・旅客運送等の約700事業者に対し、緊急対策として10万円を支給するなど、何らかの緊急支援策が必要なのではないのでしょうか。

【環境経済部長の答弁】牛久市は、飲食店支援策としてクーポン券付店舗紹介チラシ400万円、ハートフルクーポン券へ計3,250万円を支援。旅客運送業では、かっぱ号は約6割、路線バスは約7割の減収となっているため、補助制度を設ける方向で検討している。今後も、国や県が行き届かない事業者に市が支援していきます。

農家の自家増殖を禁止する 「種苗法改定」は廃案に！

安田節子（食政策センター・ビジョン21）

農家の自家増殖を禁止する種苗法改定は、批判の高まりで今国会での審議は見送られ、次期国会に持ち越されました。

種苗法は、新品種（登録品種）の育成者の知的財産権を守るための法律です。

品種登録して育成者権を取得すると、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を一定期間独占できます。登録品種は育成者権者の許諾を得なければ利用することはできません。

ただし、農家が自分の農地で再生産するための**自家増殖は例外**として認められ、育成者の権利は及ばなかったのです。

ところが**改定案はこれを180度転換**し農家の自家増殖を禁止としたのです。

農家は育成者権者に許諾料を支払って許諾を毎年得るか、許諾が得られなければ毎年全ての苗を購入しなければならなくなります。

さらに収穫物や加工品の売り上げにも対価が求められる可能性があります。侵害したと判定されると10年以下の懲役または1000万円以下の罰金とする重罰が法案に盛り込まれました。

海外流出防止は後付けの理由

これまでにシャインマスカットやサクランボ、いちごなどの優良品種が海外流出して問題になっており、これを防止するのが改定の目的とされています。

しかし、農家の自家増殖を禁止すれば海外流出が防げるのでしょうか。なにより農水省自身がHPで「種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することは困難」とし、「海外において品種登録を行うことが唯一の対策」と記載しています。育成者権は、国ごとに取得する必要があり、品種登録していない国では育成者権は主張できないからです。海外流出防止というのは後付けで、本当の狙いは**農家の種取りの権利を剥奪**することにあると思われます。

米国の多国籍企業が背後に

日米貿易交渉のもと、規制改革推進会議を窓

口として米国の多国籍企業のために日本の岩盤規制が次々と撤廃されています。「種子法廃止」（2018年4月）で日本のコメ、麦、大豆の公的種子事業を止めさせ、「農業競争力強化支援法」（2017年8月）で農業試験場が持つコメなどの遺伝子資源（種苗）や育種技術を企業に移転させ、そしてとどめが農家の自家増殖禁止なのです。

これで公的種子や農家の手にある種子を企業の種子にすべて置き換えることができるのです。

今後、多国籍種子企業が日本で品種登録し、高額な許諾料を設定する事態が頻発しかねません。それは農家の大きな負担になり、日本の農業衰退に拍車がかかります。

多国籍種子企業は現在ゲノム編集種子に力を入れています。日本は規制なしの流通を認めたのですが、彼らが日本に乗り込んで高い利益を得るのにネックなのが農家の自家増殖容認です。彼らの自家増殖禁止の要求が今回の種苗法改定の背景にあるのかもしれない。

日本の食糧安保も危うく

農水省は、登録品種は10%ほどで90%は一般品種で今まで通り自由に種取りできると説明しますが、企業が主体になれば登録品種は増大すること必至です。また、野菜類は8割が種取できないF1種で、毎年農家は購入せざるを得ない種子なのです。特に心配なのはコメなど穀物です。**欧米では主要穀物は農家の自家増殖を認めています**。日本のように穀物までも企業に明け渡し、一律に自家増殖を禁止するような国はありません。

気候変動やコロナ禍による食料輸出制限が起きる世界において、多国籍種子企業の限られた品種に依存するのは食料安全保障をあきらめることなのです。

種を握る者が食料生産を左右し、農家の手に種がなければ、国家の独立も危うくなるのです。種苗法改定は廃案にしなければなりません。

（全国商工新聞2020年6月15日「視点」農家の自家増殖禁ずる種苗法改定から転載した、たんぼぼ舎【TMM:No3987】から再転載）